【省略記号】 2 日時 場場所 対対象 定定員 半費用(記載なし:無料)

他 その他 話 託児 申申込 励 応募 問 問い合わせ先

【HP 番号: 16059】

新型コロナワクチン接種

12~64 歳の市民の皆さんへ



接種券を7月2日金に送付します

※配達状況により到着日に地域差が出る場合があります。 ※令和3年9月30日以降に12歳を迎える人には、 誕生月の2か月前を目安に接種券を送付予定です。

※掲載している情報は6月17日時点のものです。状 況により、掲載内容は変更となる場合があります。最

新の情報は、彦根市ホームページをご覧ください。

※ご希望の時期に予約が取れない場合でも、希望する全 ての人に必ず接種を受けていただくことができますの で、安心してお待ちください。

問 新型コロナウイルスワクチン接種対策室 **2** 24-0816 **2** 24-5870

<接種スケジュール>

対 象		接種予約	接種時期
高齢者	65歳以上	受付中	4月19日~
優先接種 対象者	高齢者(障害者)施設などの従事者 ※お勤めの事業所からの「優先接種の対象 であることを証する証明書」が必要です。	7月15日休 8:30~	7月17日(土)~
	12歳 (接種当日) ~64歳で基礎疾患のある人※基礎疾患については、接種券に同封したチラシをご確認ください。		
一般	12歳(接種当日)~64歳	8月中旬以降、年齢の高い人から、区分を設けて順次受付します。	8月下旬以降 順次開始

▶7月受付開始分の詳細な日時や場所は、予約受付開始日までに、彦根市ホームページ・全戸配布チラシ・FM ひこねなどでお知らせしますのでご確認ください。

彦根市予約コールセンター☎ 0120-152811 (8:30~17:00、土・日・祝日を除く)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、各事業の実施を中止・延期する ことがあります。開催の有無や詳しい情報はお問い合わせください。発熱や咳などの風 邪症状がある場合、参加を控えていただきますようお願いします。

PICK UP!

【HP 番号: 17015】

低所得の子育て世帯に対する「生活支援特別給付金」(その他世帯分)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化しているため、低所得の子育て世帯に対し、「子育て世 帯生活支援特別給付金」が支給されます。"ひとり親世帯以外の住民税非課税の子育て世帯(その他世帯分)" が対象です("ひとり親世帯"の支給は、広報ひこね5月号でお知らせしています)。

【対象児童】(主な要件は次のとおり)

- ▶平成15年4月2日~令和4年2月28日生まれの 児童(ただし、特別児童扶養手当対象児童は、平成13 年4月2日~令和4年2月28日生まれ)
- ▶他の子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象に なっておらず、日本国内に住所を有し、施設入所して いない児童

※他にも要件があります。詳しくは彦根市ホームペー ジをご覧ください。

【受給対象者】次の①~⑤のいずれかに該当する人 対象①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養 手当を受給する養育者で、令和3年度分の住民税均 等割が非課税である人

対象②令和3年5月から令和4年3月までの間に、児童 手当または特別児童扶養手当を新たに受給する養育者 で、令和3年度分の住民税均等割が非課税である人

対象③公務員で勤め先に児童手当申請をしている人で、 令和3年度分の住民税均等割が非課税である人

対象④高校生など、児童手当対象外の対象児童のみを養 育し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である人

対象(5)対象児童の養育者で、新型コロナウイルス感染 症の影響を受けて家計が急変したことにより、令和 3年1月以降の収入が住民税均等割非課税(相当)と なる人

金額 対象児童 1 人につき 5 万円 (1 回限り)

申請手続 対象①:申請不要(対象者には、6月下旬にお 知らせを郵送しています。直近の児童手当登録口座などに振 り込みますので、給付金を希望しない場合は、7月7日(水) までに、同封の「受給拒否の届出書」をご提出ください)。

対象②:申請不要(支給対象であることを確認後、随時お 知らせを郵送します)

対象③:申請必要(公務員で児童手当を受けている人は、 勤務先から案内がありますので、支給対象者であることの 証明を受けたうえで、郵送などでご提出ください)

対象4⑤:申請必要(対象⑤:収入見込み額の申立書を提 出いただくことで対象となる場合があります。詳しくはお 問い合わせください)。

期限 令和4年2月28日(1)(令和4年3月分の認定の請 求をした人への支給の申請は、令和4年3月15日(火まで)

他 児童手当や特別児童扶養手当、所得申告などの申請 に不備があると、支給が遅れる場合がありますのでご 注意ください。

間 保険年金課

子育て世帯生活支援特別給付金 コールセンター

5 0120-1528-39



「市民会館」「中央町仮庁舎」の市役所機能 ▶▶▶ 本庁舎等へ移転します

より利用しやすい庁舎に

市民会館(尾末町)・中央町仮庁舎(中央町) に分散していた市役所機能を、本庁舎(元町) に集約します。

7月22日(木・祝)~同25日(日)に本庁舎等 への移転作業を行い、7月26日別から業務 を開始します (電話番号は変更なし)。

※詳しくは7ページをご覧ください▶▶▶

問 庁舎耐震化推進室

☎ 30-6114 **☒** 30-6147

7月26日月から本庁舎で業務開始!

本庁舎2階へ移転する部署

- ▶下水道建設課(市)
- ▶上下水道業務課(市)
- ▶上水道工務課(市)
- ▶上下水道総務課(市)

本庁舎 3 階へ移転する部署

- ▶学校教育課(市)
- ▶学校 ICT 推進課 (市)
- ▶生涯学習課(市)
- ▶学校支援・人権・いじめ対策課(市)
- ▶教育総務課(市)
- ▶情報政策課(中)
- ▶文化財課(市)

本庁舎 4 階へ移転する部署

- ▶文化振興課(市)
- ▶スポーツ振興課(市)
- ▶国スポ・障スポ推進課(中)
- ▶危機管理課 (中)
- ※【移転元】

(市):市民会館、(中):中央町仮庁舎

中央町仮庁舎へ移転する部署

▶国際交流サロン(市) ▶教育研究所(市)

